

監査の種類	令和5年度（2023年度）執行分定期監査
指摘事項件名	非強制徴収公債権における督促後の手続について
指 摘 内 容	「八王子市債権管理条例」（以下「条例」という。）では、非強制徴収公債権を非強制徴収債権とし、(1) 担保の付されている債権 (2) 債務名義のある債権 (3) 左記(1)及び(2)に該当しない債権の3つに分類して、強制執行等の措置について規定している。 所管課が管理する「国民健康保険医療費返納金の不当利得金（以下「医療費返納金」という。）」及び「学童保育所保育料」については、上記(3)に該当する債権である。 条例によれば、当該債権について、督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合、履行期限を延期する場合、その他特別な事情がある場合を除き、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている。そして、当該訴訟手続により債務名義を取得した債権については、強制執行の手続をとらなければならないとされている。 そこで、医療費返納金及び学童保育所保育料に係る催告、訴訟手続による履行の請求及び強制執行（以下「訴訟手続等」という。）の実施状況を確認したところ、催告は実施されているものの、訴訟手続等については全く実施されていない状況にあることが分かった。 所管課に訴訟手続等を実施していない主な理由について確認したところ、訴訟手続等に関する知識及び経験が不足しているため、また、債権額が少額であることから訴訟手続等を実施する費用対効果が見込めないためとのことであった。 訴訟手続等は専門性が高いため、関係所管と連携しながら訴訟手続等を実施することも有効な手段の一つと考えられるが、所管課では当該手続等に係る相談等を関係所管へ行っていなかった。さらに、所管課において債権額が少額で費用対効果が見込めないと判断した債権については、条例等に則して徴収停止等の手続を行うべきであるが、所管課では、少額と判断した債権についても当該判断基準やその後の事務手続について整理しないまま、漫然と催告を繰り返していた。これらの点を考慮すれば、所管課において適正な債権管理が行われているとは到底言えない。 自力執行権が与えられてない非強制徴収公債権の管理においては、催告を行うだけではなく、滞納者からの聴取による資力及び生活状況の把握のほか、最新住所地や死亡者に係る相続人の調査等も積極的に行った上で、当該債権について回収すべきなのか、徴収を猶予すべきものなのかを見極め、回収すべき債権については訴訟手続等を、それ以外の債権については徴収停止等の措置を採るなど、地方自治法施行令や条例その他各債権の根拠規定に基づいた手続を進めることにより、本市が有する債権を公平に回収し、かつ、適正に管理することが肝要である。 については、所管課においては、徴収停止等の措置を実施するための基準等を整理するとともに、回収が必要と判断される債権については、訴訟手続等による債権回収が可能となるよう必要な知識の更なる蓄積に努め、関係所管と連携を図り、規定にのっとった適正な債権管理を実施されたい。

令和6年度（2024年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	訴訟手続等や、徴収停止に関する手順について、当課の実情を踏まえ、債権管理担当に相談したところ、訴訟手続等を実施すべき案件があったため、債権管理担当の協力のもと、令和6年10月から具体的に支払督促に取り組んでいる。今後も訴訟手続等や徴収停止など所管課で判断に迷った際は債権管理担当に相談しながら進めていくこととした。また、課として統一的な徴収事務が行えるよう、徴収停止等を含む債権徴収事務を適正に行うためのマニュアルを整備していく。 これらの動きにより、非強制徴収公債権についての督促後の手続きの実績を積みかさね、債権徴収のノウハウを学び、いずれは債権管理担当に頼ることなく、放課後児童支援課として自立して適切な債権管理を行っていく。
措 置 時 期	令和6年（2024年）10月
所 管 部 課	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課